

ご加入の際にご注意いただくこと

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分に確認してください。特に被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）の生年月日、および次の告知事項にご注意ください。必要事項が記入されなかったり、記載の内容が事実と相違している場合には、保険金をお支払いできない場合や保険契約が解除となることがあります。

★被保険者ご本人の職業または職務

★他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、傷害総合保険の場合には個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、ゴルフ保険の場合にはゴルフ保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- 自動継続について

- ・既加入者の方で、前年と同等条件のタイプ（送付した加入依頼書に打出しのタイプ）で継続する場合、加入依頼書の提出は不要です。
- ・契約更新時に加入者が満90歳になる場合や被保険者が満90歳になる場合は、自動脱退となります。
- ・前年度の加入内容によっては、自動継続できないことがあります。その場合には、取扱代理店：（株）第一ビルディング保険代理店事業部または損保ジャパンより別途ご連絡します。

- 死亡保険金の受取人指定について

死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

死亡保険金受取人について、特定の方を定める場合は、毎年所定の手続きが必要です。

取扱代理店：（株）第一ビルディング保険代理店事業部までお問い合わせください。

- ご加入者以外に対象となる方（被保険者）がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

- 【家族型】被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

（※）「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナーを含みます。

- 【夫婦型】被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

（※）「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナーを含みます。

- 加入限度額は下表のとおりとなります。

加入限度額			
死亡・後遺障害保険金額	1億5,000万円	通院保険金日額	13,000円
入院保険金日額	20,000円	個人賠償責任保険金額	3億円

※他にご加入済みの普通傷害保険・傷害総合保険等を合計した限度額です。

※すでにご加入済みの上記保険契約について、加入依頼書にご記入ください。

※15歳未満の方は、死亡・後遺障害保険金額は他の同種の保険契約と合わせて、1,000万円が限度額です。

- 既に自動脱退となっている方は、ご注意ください。

制度改定により加入対象年齢が89歳まで延長されましたが、以前は76歳到達後の11月1日に自動脱退となっていました。2019年11月1日までに76歳となり自動脱退になっている方は、現在未加入となっています。ご加入ご希望の際は、改めて加入依頼書をご提出ください。

- 現役団体傷害保険にご加入していた方

自動的に退職者団体傷害保険に移行できませんので、新たに加入依頼書をご提出ください。

再雇用などで現役団体傷害保険にもご加入資格が有る方は、現役団体傷害保険への脱退手続きが必要です。

脱退手続きをされない場合は、現役団体傷害保険はそのまま自動継続となり、退職者団体傷害保険との両方に加入となります。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1	保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。 ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 ☐ 保険金額 ☐ 保険期間 ☐ 保険料、保険料払込方法 ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと						
2	ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。 以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。 ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。 ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。 ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。 【補償重複についての注意事項】 補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。 ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。 <table border="1" data-bbox="189 734 1368 847"><thead><tr><th>職種級別</th><th>職業・職種</th></tr></thead><tbody><tr><td>A 級</td><td>下記以外</td></tr><tr><td>B 級</td><td>木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者</td></tr></tbody></table> ※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等についてはお引き受けできません。 ※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。 【家族型・夫婦型にご加入になる方のみご確認ください】 ☐ 被保険者の範囲についてご確認くださいませしたか。…… P3をご参照ください。 【golfer保険にご加入の方のみご確認ください】 ☐ 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。 【注意事項】 ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。	職種級別	職業・職種	A 級	下記以外	B 級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者
職種級別	職業・職種						
A 級	下記以外						
B 級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者						
3	お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。 ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。						